

国民の司法参加」に関する審議結果の取りまとめ

平成12年10月31日

(現段階の取りまとめであり、検討が尽くされていない点についてはさらに必要な審議を行う。)

1. 国民の司法参加の意義・趣旨

21世紀の我が国社会における司法参加の意義・趣旨について意見交換を行った結果、以下のような方向で大方の意見が一致した。

21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。そのような中で、司法の分野においても、主権者としての国民の参加を拡充する必要があり、法曹は、こうした国民とともに、司法を真に実のあるものとして発展させるべき責務がある。

我々は、国民の司法参加に関する我が国のこれまでの経緯・経験をも踏まえつつ、上記のような国民と法曹の関係の在り方を基礎として、司法制度全体の中で、国民の参加を拡充すべきものとする。

さらに、国民の参加拡充の在り方を検討する視点として、以下のような意見が出され、これらに対し概ね異論はなかった。

国民が司法全体に様々な形で参加（関与）していくことによって、司法が国民により良く理解され、より広くかつより深く国民の支持を得ることになれば、司法はより強固な国民的基盤（民主的正統性）を確保することができる。このような観点から、司法参加（関与）の拡充を検討する必要がある。ただし、我が国における社会的基盤の在りよう、国民の負担と責任の重さ、真実発見の後退の懸念などにも十分留意していく必要がある。

司法参加（関与）の拡充は、単に、陪審・参審制度に代表されるような訴訟手続への参加に限定して議論すべきではなく、裁判官選任過程、裁判所・検察庁・弁護士会の運営などを含め広く司法制度全体を念頭において検討すべきである。

参加拡充の具体的方向を考えるに当たっては、21世紀におけるプロフェッションとしての法曹と国民との関係、相互のコミュニケーションがいかにあるべきかという視点が重要である。

司法参加の問題は、裁判官制度や法曹養成制度の改革などとの関係も考え併せて、トータルな視点からとらえるべきである。

裁判外紛争解決機関（ADR）を充実していくために、担い手として国民から幅広く参画を得ることも、司法参加拡充の観点から検討すべきである。

2. 訴訟手続への国民参加

訴訟手続への国民参加の在り方について、意見交換をした結果、以下のような方向で大方の意見が一致した。なお、司法参加のブロックでは、国民一般を対象とした参加制度を議論することとし、専門的知見を要する事件についてのいわゆる専門参審については、民事司法のブロックで更に検討することとされた。

訴訟手続への参加については、陪審・参審制度にも見られるように、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的・実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保するなどの見地からも、必要であると考えられる。

今後、欧米諸国の陪審・参審制度をも参考にし、それぞれの制度に対して指摘されている種々の点を十分吟味した上、特定の国の制度にとられることなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、我が国にふさわしいあるべき参加形態を検討する。

上記取りまとめに至る議論の過程で、広く一般国民が、裁判内容の決定に「主体的・実質的に関与」していくという点に関連して、以下のような意見が述べられた。

- ・ 参加の態様として最も国民の主体性が認められる陪審制度の導入が相当である。
- ・ 裁判官と国民が、事実問題のみならず法律問題についても、ともに協議して判断を下す制度（参審制度）が相当である。
- ・ 国民に評決権を認めない参審制度でも意義のある形は考えられるのではないかと。
- ・ どのような参加形態が望ましいかを考えるに当たっては、訴訟の当事者に限らず、国民一般がどのような裁判を望むかを考慮する必要がある。
- ・ 現段階で直接民主制的な制度を司法に導入するのが相当かどうかは、我が国の民主主義の状況、国民の負担等を考慮の上、慎重に検討すべきである。
- ・ 国民に義務を課すような参加制度を導入することは、国民に制度の内容を周知した上その採否を直接問うべき重要な課題である。

3. 裁判官選任過程等への参加

国民の司法参加は、訴訟手続への参加に限定される訳ではなく、裁判官選任過程・裁判官の人事評価への国民参加という視点も重要であるという意見が出され、裁判官選任過程への国民参加という視点については、特に異論がなかった。裁判官選任過程等への参加の問題については、今後さらに、裁判官制度の改革を議論する中で、最高裁判所裁判官国民審査の在り方を含めて、検討することとされた。

4. 裁判所等の運営への参加

以下のような方向で大方の意見が一致した。

司法が国民の信頼に支えられ強固な存在となるため、司法の運営の在り方について広く国民の声を聴取し反映させることは有意義なことである。司法の中核に位置する裁判所の運営についてはもちろん、弁護士会の運営や検察庁の運

嘗の在り方についても、広く国民の声を聴取し反映させることが可能となるような仕組みを検討すべきである。

5 現行司法参加制度の改革

(1) 調停制度、司法委員制度及び参与員制度

以下のような方向で大方の意見が一致した。なお、専門的知見を要する事件についての、いわゆる専門（司法）委員については民事司法のブロックで更に検討することとされた。

これらの制度は、民事・家事紛争の解決制度としてのみならず、法曹以外の者も委員として裁判手続に参加し得る司法参加制度としてもこれまで相当の機能を果たしてきた。しかし、これらの委員に国民から幅広く人材を得ることができていないのではないかと等の問題点も指摘もなされているところである。このような指摘を踏まえ、これらの制度をさらに充実強化するため、委員選任方法を含め、調停委員、司法委員及び参与員に、年齢・職業・知識等において多様な人材を確保するための方策などを検討すべきである。

(2) 検察審査会制度

以下のような方向で大方の意見が一致した。

検察官による起訴独占、検察官への訴追裁量権の付与は基本的には今後も維持されるべき制度であるが、公訴権行使に民意を反映させていくことも重要である（『国民の期待に応える刑事司法の在り方』に関する審議結果の取りまとめ」4(3)参照）。検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する方向で、被疑者に対する適正手続の保障にも留意しつつ、検察審査会の組織・権限・手続の在り方や起訴・訴訟追行の主体等を検討すべきである。

(3) 保護司制度

以下のような方向で大方の意見が一致した。

犯罪や非行を行った者の更生保護は刑事司法の延長線上に位置し、保護司が、保護観察官の補完的作用を担って、民間ボランティアとして無報酬で更生保護関係の事務に従事することも広い意味では国民の司法参加制度として評価することができる。保護司は、現在も保護観察や矯正施設収容者の環境調整等の場面で相当の貢献をしているが、適任者確保の困難、その高齢化等の問題点が指摘されている。国民の司法参加の拡充という観点からも、この制度をさらに充実させるため、実費弁償の在り方を含め、国民の幅広い層から保護司の適任者を確保するための方策を検討すべきである。